

第7章

中国の経済改革と「民営化」

はじめに

1980年代に進められた中国の経済改革は、同時期に世界的に推進された「民活」政策と、その方向性と内容においてきわめて強い類似性を持っているといえる。

具体的に、1984年10月20日、中国共产党第12期中央委員会第3回総会（以下中共12期3中総会と略す）で採択された「経済体制改革に関する決定」^①は、中国経済改革の目的と内容について、要旨次のように述べている。

経済改革の目的は、社会主义制度の優越性を十分に發揮できず、生産力の発展を束縛する、現在の硬直化した経済体制を改革することにある。硬直化した体制の主な弊害としては、行政機関と企業の職責の不分離、タテ割とヨコ割の障壁の存在、企業に対する国の統制のゆきすぎ、商品生産、価値法則および市場の役割の軽視、行きすぎた分配の平等、などがあげられる。

こうした硬直化した体制を根本から改めるため、企業の活力の増強を中心に、合理的な価格体系の形成、行政機構と企業の職責の分離、労働に応じた分配原則の貫徹をはかり、多様な所有制形態と経営方式を発展させ、社会主义の商品経済の発展に適合した価値法則を自覚的に運用する計画体制を打ち立てることが課題である。

このような目的と内容を持つ中国の経済改革は、1980年代以降世界的に推

進されている、公共部門主導型から民間部門主導型への経済運営メカニズムの転換、あるいは民間部門成長力の活用、公企業の「民営化」、さらに公的部門専管領域への民間部門の参入を促す各種の規制緩和による競争原理の導入等、を主な内容とする広義の「民活」政策と対比してみると、ほぼ同様な方向性と内容を持っていることが理解できる。とくに、過度に集中した国営経済のウェイトを下げる所有制形態の多元化、国営企業の「民営化」、規制緩和による「民間」部門の参入という点においてはその政策はほとんど同じである。

相違は、中国においては、「民間」部門が欠如しておりかつ非力であるという状況があり、国営部門では所有と経営を分離し、その所有・経営形式の多元化をはかること、非国営部門では、規制緩和により「民間」部門を創設、育成することが課題となっている点にある。

本章では、以上の問題意識から、①非国営部門における多様な所有制形態の創設と育成、②国営企業については、政府と企業の機能の分離、所有と経営の分離、独立採算制と経営自主権の確立等、活性化への努力、という2つの主な内容をとり上げて、その政策展開と実態をフォローしてみたい。なお、本章では以上①と②を含めて広義の「民営化」努力と呼ぶことにする。

その際、こうした改革の内容が、支配的所有形態のあり方をめぐって、「社会主義制度は変えずにその優越性を發揮させる」という枠組と矛盾していく面があることに注目したい。中国共産党は、1987年に「社会主義初級段階論」を公認して、個人経営企業、私営企業、合弁企業などの存在を公認し、企業改革の内容として株式化を公認した。しかし、こうした改革をどの程度まで拡大、深化させるのかは問題として残されている。とくに国営企業の株式化を中心とする「民有化」の是非をめぐっての党内の論争は、1989年の天安門事件前後、「ブルジョア自由化」批判の一環である「私有化」批判として公然化した。

本章では、こうした動きを整理した上で、1990年代に入って第8次5ヵ年計画(91—95年)では、この問題がどのように取り組まれつつあるのか、を取

りあげてみたい。

第1節 所有制多元化政策の展開

1. 規制緩和と多様な所有制形態の創設

中国の経済改革では1979年以来農村での改革が先行した。その中心的な内容は共有所有地の經營を農家に請負わす農家生産請負制度の急速な普及であった。改革の当初から從来人民公社体制の中で禁止状態に近かった都市と農村の自由市場が復活され、農民が自留地の生産物を販売することができるようになった。同時に都市でも雇用促進のため、サービス業を中心とした個人經營（「個体戸」）が奨励された。

人民公社と生産大隊が經營する企業（「社隊企業」）については、集団所有制企業としての性格が再確認され、人民公社解体後は郷鎮企業として大いに発展した。1986年には全国で1515万単位、従業員7937万人（農村総労働力の20.9%）、年間総収入3364億元（農村經濟総収入の48.9%）を占めるに至った。農村では、自分が請負った耕地の耕作を他人に委ねて商工業に従事する個人經營者（「個体工商戸」）が増え、1986年には920万戸、1438万人に達した。都市と町の個人經營者数は1986年に29万人に達した^②。

第1表にみられるように、集団所有制企業の工業生産におけるシェアは1978年の19.2%から90年の33.5%へと拡大した。一方、商品小売総額でのシェアは1978年の43.3%から31.7%へ若干減少しているが、これは商業に従事する個人經營者のウェイトが0.1%から18.9%へと急拡大したことによる。さらに、小売・飲食業・サービス業従業員についてみると、1978年には4.3%にすぎなかった個人經營の従業者が、90年には51.6%へと、実に半数以上にまでシェアが急増している。しかもこれがほぼ1985年までに実現していた点が注目に値する。

第1表 所有制形態別の経済活動シェア

(%)

	1978年	1980年	1985年	1990年
工業総生産額	100.0	100.0	100.0	100.0
全人民所有制	80.8	78.7	70.7	60.4
集団所有制	19.2	20.7	27.9	33.5
その他の所有制		0.6	1.4	6.1
社会商品小売総額	100.0	100.0	100.0	100.0
全人民所有制	54.6	51.4	40.4	39.6
集団所有制	43.3	44.6	37.2	31.7
合 営		...	0.3	0.5
個人経営	0.1	0.7	15.4	18.9
小売・飲食業・サービス業の従業人員	100.0	100.0	100.0	100.0
全人民所有制	32.7	31.0	15.9	17.3
集団所有制	63.0	59.1	35.4	30.4
合 営		...	0.3	0.7
個人経営	4.3	9.7	48.4	51.6

(出所) (1)国家統計局『“七五”時期国民経済和社会発展概況』北京 中国統計出版社 1991年。

(2)高尚全『九年来的中国経済体制改革』北京 人民出版社 1987年。

集団所有制企業、個人営業者の急速な発展は、規制を緩和し從来の国営企業による経済活動の独占を打破して、各種経済活動への参入を促したことによるものである。1979以来展開された所有制多元化政策は、1984年10月の中共12期3中総会の「経済体制改革に関する決定」において次のように明確にされた。

「集団経済は、社会主义経済の重要な構成部分である。多くの分野の生産建設事業は思い切って集団に経営をゆだねてもよい。わが国の現在の個人経済は、社会主义の共有制と結びついており、資本主義的私有制に結びついた個人経済とは異なっている。それは……社会主义経済の必要かつ有益な補完物であり、社会主义経済に属するものである。……一部の小型全人民所有制企業は、集団あるいは個々の勤労者のリース経営あるいは請負経営にしても

よい。さまざまな経済形態と経営方式の共同の発展を堅持することは、われわれの長期にわたる方針である」。

国営小型商工業のリース経営化（「租賃経営」：国家が企業資産を期限つき、有償で個人または集団に貸与し経営させる）は、1984年後半からはじまり、86年には6都市で5735件と、これら都市の国営企業総数の6.5%を占めるに至った。

1980年以来、外国企業との合弁企業、合作企業、100%外資企業の設立が認められるようになり、87年6月末現在8516企業の設立が認可され、契約投資金額は171億7600万ドルに達している。

こうして1980年代半ばには、国営企業（「全人民所有制企業」：中央政府と地方政府企業）、集団所有制企業（都市と農村）、協同組合企業（「合作社」：購買販売協同組合、専業農家連合体等）、外資系企業（合弁企業、合作企業、100%外資企業）、個人経営企業、私営企業、などが存在するようになり、企業の所有制におけるかなりの多元化が進行した。多様な所有制企業間の企業連合体の形成も盛んになり、なかには株式制による結合もみられるようになった。この点については第2節以降に詳述する。

2. 私営経済の発展とその評価

個人経営企業が発展するなかで、多数の労働者を雇用する私営企業も復活、発展してきた。私的資本主義経済としての性格を持つ私営企業をどのように位置づけるかは、社会主义体制の存在意義にもかかわる重大問題であった。このために政府の明確な方針、政策は容易に決定されなかった。

1987年の第13回党大会で社会主义の初級段階論が採択されることにより、初めてその位置づけが明確にされ、発展が奨励されることになった。

政府の規定についてこれまでの経緯を見てみよう。

1981年に公布された「城鎮非農業個体経済に関する若干の政策的規定」で、個体経済は国営経済と集団経済を補充する必要な存在である、と規定された。さらに1984年の「農村個体工商業に関する若干の規定」では個人経営

の必要に応じて最大限 2 人の助手と 5 人の徒弟を雇用しうると、規定された。

しだいに存在を増す私営企業に対して共産党は当初、「取締まらず、宣伝せず」に事態を見守ってきたが、1987年に出された中共中央 5 号文件の中で、はじめて「存在を許し、管理を強め、利点を伸ばし、弊害を抑え、次第に導く」という積極的な方針が示されたとされる^⑤。同年11月の中国共産党第13回大会で社会主義初級段階論が採択されたことにより私営企業の位置づけが可能になった。大会報告では、「私営経営は、賃労働の雇用関係が存在する経済構成要素である。だが、社会主義の条件の下では、優勢を占める共有制とかならず結び付き、共有制経済から大きな影響を受ける。実践が立証しているように、私営経済がある程度発展すれば、生産を促し、市場を活気づけ、就業を拡大し、人民の多方面の生活需要をよりよく満たすのに有利であって、これは共有経済の必要かつ有益な補完物である」と規定された^⑥。

1988年 4 月に採択された憲法修正案では、第11条末尾に次の項目が追加された。「国家は私営経済が法律規定の範囲内で存在し発展することを許容する。私営経営は共有制経済を補充するものである。国家は私営経営の合法的権利と利益を保護し、私営経営に対して指導、監督、管理をおこなう」。ひきつづいて国務院は「私営企業暫定条例」（1988年 7 月 1 日施行）等 3 つの関係法規を制定、公布した。ここでは 8 人以上の労働者を雇用する個人企業が私営企業であると定義された。

1987年末の各地の調査集計^⑦によると、全国の私営企業数は22万5000で、360万7000人を雇っており、その内訳は個体工商業者の分類に入っている企業数が11万5000（個体工商業者全体の0.84%），同雇用者184万7000人（同雇用者全体の8.6%），合作経営名儀が約 6 万（全合作経営の20%），雇用者96万人となっており、ほかに集団企業の名儀の私営企業が 5 万（雇用者約80万人）となっている。全国工業生産額に占める私営企業の割合はまだ 1 % 以下であり、このシェアが10%程度にまで発展することを期待する意見もみられる^⑧。

政府により営業許可を得ている私営企業は1989年末現在 9 万 581 で、従業人員は164万人、登録資本は84億4700万元で、工業・建設業・交通運輸業の

総生産額が97億4000万元、サービス業営業額が38億8000万元、商品小売額が33億7400万元となっていた^⑦。

第2節 国営企業における改革

1. 改革の方向

1984年の中共中央委員会の「経済体制改革に関する決定」によれば、企業、とくに国有制の大中型企業の活力を増強することは経済改革全体の中心的課題であるとされている。このため、国家と国有制企業の間の正確な関係を確立すると同時に、職員・労働者と企業の間の正確な関係を確立する必要がある。①前者については、国家機構が直接企業を経営することに起因する企業に対する過度で硬直化した管理を改革するため、所有権と経営権を適度に分離して、企業に経営方式選択の自主権を与える。こうして、企業を真に相対的に独立した経済実体とし、自主経営をおこない、損益に責任を負う社会主義の商品生産者、経営者として自己改造と自己発展の能力を持つようにし、一定の権利と義務を持った法人とする、という目標が設定された。②後者すなわち企業と職員・労働者の関係では、企業指導者の権威と、労働者の主人公としての地位、労働者の主導性、創造性との統一、が目標とされている。

国営企業の改革では、1979年からは企業による利潤留保の実験がおこなわれ、81年からは利潤上納を中心とする経済責任制が導入され、83年からは利潤上納制を納税制に改革した^⑧。こうした実験、手さぐりでの改革の摸索を経て、1984年5月に政府は「国営工業企業の自主権をいちだんと拡大する暫定規定」を公布し、企業の10項目の自主権を具体的に規定した。①生産経営計画権、②製品販売権、③製品価格設定権、④生産財購入権、⑤資金使用権、⑥資産処分権、⑦機構設置権、⑧人事労働権、⑨賃金・ボーナス決定

権、⑩企業間連合形成権、がその内容である。さらに1984年5月、政府は工場長（社長）責任制導入に関する通知を出した。これは、従来党委員会書記が保持していた企業の経営権を、法人の長たる工場長（社長）に完全に委譲して、党委員会書記は企業内党務と政治思想教育に専念することにした改革であり、企業の経営から党委員会を排除する画期的な進展を示すものであった。

こうして、1984年には、国営企業改革の大枠が形成されたが、この枠組の下に国営企業の自主権が実際に確保されるためには、さらに実行可能な経営システムについての実験を進めなければならなかつた。

1986年12月の「企業改革を深化し企業活力を増強することに関する若干の規定」は、大中型企業では経営請負責任制を推進し、小型企業では主としてリース経営システムを実行することを決めた。第2表にみられるように1987年5月末の調査では大中型国営工業企業の74.8%が何らかの形態の経営請負

第2表 国営工業企業の経営方式の改革

(1987年5月現在)

	企業数	構成比(%)
調査した大中型国営工業企業	12,398	100.0
うち		
経営請負責任制を実行	9,270	74.8
内		
利潤通増請負	989	8.0
賃金総額と利潤上納とのリンク	1,508	12.2
赤字額請負＋赤字減分分け合い	523	4.2
その他の経営責任制	6,250	50.4
調査した小型国営工業企業	43,628	100.0
うち		
経営方式を変更したもの	18,765	43.0
内		
集団経営へ	2,328	5.3
リースまたは個人請負へ	1,162	2.7
その他の方式	15,275	35.0

(注) 大中型企業の定義は第2次の利潤上納から納税制への改革時の基準による。

(出所) 高尚全『九年来的中国経済体制改革』北京 人民出版社 1987年 179～180ページ。

第3表 国営工業企業における工場長責任制実施状況

(1987年5月末)

	企業数	工業総生産額 (億元) 1987年 1～5月	同 前年同期比 増(%)	実現した 利潤と税金 (億元) 1987年 1～5月	同 前年同期比 増(%)
調査した国営工業企業	57,727	2,211.4	10.4	461.2	6.9
うち					
工場長責任制実施企業	32,587	1,589.5	12.5	349.5	7.7
同 構成比 (%)	56.5	71.9		75.8	

(注) 工業総生産額は1980年不变価格ベース。

(出所) 第2表と同じ(180ページ)。

責任制を実行しており、小型国営工業企業の43%が集団経営化、リース化など各種の経営形態の改革を実施していた。また第3表によれば国営工業企業の56.5%が工場長責任制を実行していた。この表によれば工場長責任制実施企業の方が未実施企業より工業総生産額伸び率、利潤プラス税金(粗利益)伸び率がいずれも高いという結果が出ている。

2. 株式制の実験

国営大中型企業での改革は経営請負責任制を中心に進められているが、1986年には株式制も改革の有力な目標として登場した。

1987年10月の中共13回大会政治報告では、次のように述べられている。「現在実行されている請負、リースなど多様な形式の経営責任制は(所有権と経営権の)両権分離の有益な探索であり、実践において不斷に改善し、より良いものにすべきである。改革において出現した株式制形式は、国家の保有株、部門・地区・企業間の相互持株、個人が購入する株を含めて、これは社会主義企業における資産組織形式のひとつであり、ひきつづき試験的に実施してよい。一部の小型国営企業の財産権は集団または個人に有償で譲渡でき

る」。

ここでのべられている株式形式が具体的にどのようなものかは説明した文献が見当たらない。そこで株式化の実験の具体例をいくつか見てみよう。

株式制は、国営企業、集団企業、合作企業などで複数の出資者が存在するところには形成可能であり、集団株式制、株式合作企業などがかなり発展しつつある。1990年2月、農業部が「農民株式合作企業暫定規定」を公布し、1991年には全国の郷鎮企業の10%以上はこの形式を採用しているとされる^⑨。これは株式制と協同組合を折衷した性格を持つとされる。

国営大中型企業では株式制のタイプは主として「一企三制」、「一企四制」、「一企両制」の3タイプに分類できるという^⑩。

(1) 「一企三制」は株主3分制といえるもので四川省、瀋陽、武漢などの国営企業で実験されている形式である。株はその所有者の違いにより国家株、自企業株、職員・労働者個人株に分けられ非公開である。国家株は優先株としてたとえば6%といった固定配当を受ける。職員・労働者株は債券的性格を持ち平均利率が保障され利潤が上がればさらに配当を受ける。自企業株は自己資金投資、借入金によって形成された資産を株式化したものである。國家株、職員・労働者株への配当を保証した上で、赤字となれば、企業がそのすべてを負担することになる。初級形態の株式制と位置づけられている。

(2) 「一企四制」。株主4分制といえるもので上海で実験されている上場も可能な公開型有限公司である。株主は、国家株、自企業株、他団体・企業株、個人株（自企業従業員、一般株主）に分かれる。

(3) 「一企両制」。深圳で実験されている形式で株主2分制である。国家・団体・企業株と個人株に分けられ、自企業株という中国に特殊な形式は存在せず、資本主義国に一般的な形態である。

陳永忠は自企業株は一種の過渡的な存在で将来国家株に吸収されるであろうと見ているが、市場化の不十分な中国の現状では、まだ特定の形式を一律に強制することは好ましくない、としている^⑪。

1989年末現在の集計によれば、全国の株式制企業は3800余で、そのうちほ

とんどが企業内部職員・労働者の持株による株式制で、約3200社と全体の85%を占めていた。企業間相互の株の持ち合いによる株式制は約500社で13.5%，社会向けに株式を公開発行している企業は約60社で、発行額は5億元であった。全国で13の企業が株を市場に上場しており、内訳は上海で7社、深圳が3社、河南省が2社、武漢市が1社となっていた⁴²。

3. 株式制登場の背景

中国での最近の株式発行の経緯をみると、1983年に深圳の三和株式有限公司が資金集めのために1000株を発行したのが最初で、1985年には広東省を中心に戸別的性質の株式発行が盛んになった。

1984年には初の株式制企業として北京に天橋百貨有限公司が設立され、国家株、自社株のほかに、100元の株を10万株公開発行し、他の国営企業が3万株を購入、残りの7万株は集団所有制企業と個人が購入した。1986年には全国初の株式制銀行である交通銀行が上海で設立され、同年11月には上海に本格的株式会社である飛楽株式有限公司が設立された⁴³。

株式発行のブームを形成した要因として、証券市場の成立があげられる。1981年から国庫券が発行され、85年には銀行が金融債券の発行を開始し、証券の取引が自由化された。瀋陽市は1986年8月5日に証券取引市場を創設、同時に一部の企業が市場向けの株の発行も始めた。1986年9月26日には上海に株式取引市場が設立された⁴⁴。

株式制導入のもうひとつの要因としては、企業のヨコの連合による企業群、企業集団の形成があげられる。企業のヨコの連合は1979年の改革初期には国営企業のタコツボ型の一貫生産体系を打破することを主眼とするものであったが、1980年代半ば以降は、主として破産制度に代わる産業構造調整措置である企業の吸収合併としての色彩が濃くなってきた。1988年には2856の企業が3424の企業を吸収合併した。合併の形式は、債務引受けが73%，買い取りが19%，持株制が8%となっており⁴⁵、企業の連合、合併においても株式制

が試みられていることがわかる。

また、世界銀行が中国側からの系統的ヒヤリングにもとづいて1985年10月に発表した中国調査団レポートで、企業改革の方向として、多数の株主に国営企業資産を分散して保有させる社会主義的株式持合いシステムの形成を提言したこと¹⁰が中国の株式制度推進論者を勢いづけた。

4. 株式制をめぐる論争

大中型国営企業の改革の方向として株式制が適當であるかどうかについては、1986年以来賛否両論が激しく闘わされている¹¹。

株式制主張者は、請負制の限界を強調する。請負制の問題点としては、①請負期間内において企業は利潤や配当を大きくする短期的利益の追求に走り、長期投資や技術革新に力が入らないこと、②請負者が黒字は請負うが、赤字は外部条件のせいにして責任を負わないこと、③請負期間内の企業の拡張や産業構造の調整が請負契約によって制限されること、があげられている。とくに③が致命的であるとする¹²。

他方、株式制についての批判者は、株式制が私有化の一種の方式であり、企業、地区、部門の間のヨコの連合に株式公司の形式を採用することについては賛成できるが、国営企業本体において株式制を推進することには賛成できない、というものである¹³。1987年の中国共产党第13回大会で株式制の実験が決定されたにもかかわらず、1989年に至ってもなお、株式制が社会主义という大枠を逸脱するものだ、という有力な見解が存在している点が重要である。

5. 民有化論の登場

1987年段階では企業財産権の明確化が必要であるとする人々の多くは株式制を主張していたが、少数の人々は、民有化（中国語では「民営化」）を主張し

た。また株式制の運用の方向において国家持株に力点を置くことをやめて労働者集団所有を実質とする企業所有制、あるいは法人所有制を樹立すべしとの主張もあらわれた²⁴。

1989年はじめの民主化要求の盛り上りの中で海外に在住の中国の学者が民有化を主張する論文と提案書を発表した。オーストラリアのモナシュ大学の黃有光と楊小凱は「中国は一挙に民有化を実行すべし」との論文を発表して、3年の準備期間のあと企業の株式を賃金等級を基準に従業員に分配する民有化案を提起した²⁵。またスタンフォード大学在学中の中国人学者11人が「国有財産個人化——中国指導者への提案書」を1989年1月付で発表した。ここでも企業資産を株式として企業従業員または地域住民に分配する方式が最も簡便な方法だとしている²⁶。

第3節 天安門事件と「ブルジョア自由化」批判

1989年6月の天安門事件以降、「経済上の私有化は政治上の自由化と一対の兄弟である」として、「ブルジョア自由化」批判の一環として以下のような経済理論に対する批判もおこなわれるに至った。具体的な批判の対象としては次のものがあげられた。

(1)「私有制宣言」。4月に民主化要求グループの中から「中国の希望——私有制宣言」という文書が出され、「共有制というこの禍根を除かなければ中国に眞の民主と自由はありえず、富強になりえない」と主張したという²⁷。

(2)国有制が生産力を高める歴史的時代はすでに終ったとする議論²⁸。

(3)華生、張学軍、羅小朋グループの論文。

『経済研究』1988年9、11、12月号に「中国の改革10年」という論文を、また『中国——発展と改革』誌1989年2号に「中国改革の展望と方策」という論文を発表したが、そのエッセンスは私有制の主張にほかならない、と批判されている²⁹。

このほかに以下にみられるように民有化論、資本主義と社会主義の両体制接近「収斂」論、なども批判された。

経済面における最も系統的な「ブルジョア自由化」批判をおこなったのは、天安門事件後に中国人民大学副校长から北京大学学長に昇進した吳樹青である。「改革開放の社会主義の方向を堅持しよう——あわせて趙紫陽同志が『私有化』の輿論をあと押ししたことを評す」という長大な論文によると、私有化論者の理論と策略としては以下のようなものがあげられている²⁶。

①生産力の向上を一面的に強調し、生産関係における社会主義と資本主義の区別を否定、改革の政治方向を取り消すもの。②「収斂論」を持ち上げて社会主義と資本主義の本質的区別を曖昧にするもの。③経済生活における所有制の地位と作用を否定して、商品経済の要求にしたがって所有制を改造または再建すべきだとするもの。④共有制の内実を歪曲して共有制が社会主義の経済的基礎であることを否定するもの。⑤生産力の変化を口実にして共有制が生れた歴史的必然性を否定するもの。⑥財産権（「産權」）明確化を口実に私有制の魔力をほめそやし、共有制の作用を否定するもの。

吳樹青によれば、趙紫陽は、①公然と私有化を主張しはしなかったものの、フリードマンと話をしてから公有化度の低いセクターに優遇政策をとり、国営企業は郷鎮企業の経営メカニズムを導入すべきだと何度も主張し、私有化論者を力づけた。②改革・開放と4つの基本原則（共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想、人民民主独裁、社会主義の道、の堅持）を分裂、対立させたのは重大な誤りである。趙紫陽は、現在のところ社会主義の道がどのようなものか誰も明確にできないので、社会主義を堅持すると言わなくともよく、あるいは言及は少なくてよい、とした。③党内においてブルジョア自由化を容認、支持する趙紫陽らは、「思想解放」「経済面では反自由化はやらない」というスローガンの下に私有化論者の観点をあふれさせ、マルクス主義の立場を堅持している同志に対して圧迫、攻撃を加えた。このためにまやかしの理諭家が横行するようになった、という。

以上、経済理論面での主な「ブルジョア自由化」批判を見ると、現在の中

国の大規模な経済改革において私営企業のウェイトを高めるという点は全く批判の対象とされていないことがわかる。争点は国営大中型企業の財産権のあり方、改革の方法にあり、厳しい模索と論争が続いていることが明らかである。

「ブルジョア自由化」批判は1989年9月29日の建国40周年式典における江沢民総書記の演説で集約された形となり、経済調整に全力で取り組む段階に移った。江沢民演説では経済理論、経済政策面での具体的な批判は示されなかつたが、11月9日中共中央第5回総会で採択された「一層の整備・整頓と改革深化に関する決定」では、改革・開放の目的は社会主義経済体制・政治体制をさらに改善・強化することにあると強調した。経済調整においては大中型国営企業の大きな役割が強調され、改革深化では経営請負責任制の実行と改善が中心となり、株式化はとり上げられなくなった。同時に企業において工場長の「中心」としての役割強化に加えて党委員会の「核心」としての役割が強調されるようになり、党による企業の政治的方針づけに力が入れられるようになった。こうして、工場長の企業支配権に対する党側の再介入の可能性が強まり、工場長の積極性が阻害されるケースも出てくるようになった。

江沢民講話以降、経済政策面での「ブルジョア自由化」批判は天安門事件に直接関与した陳一諮や華生などの一部急進グループへの批判を除いてはみられなくなった。改革の理論的探究においては、明確な私有化論者を除いて、批判や処分もおこなわれていないと見ることができる。

一時的な鎮静化を経て、1990年には再び改革への各種の理論的、政策的な模索が活発におこなわれるようになった。

第4節 第8次5カ年計画と株式化

1. 企業連合での株式化の公認

1991年4月の全国人民代表大会で、第8次5カ年計画（以下「8・5計画」、1991年～95年）の「要綱」⁶⁴が採択された。

この「要綱」は、所有制の多元化と国営大中型企業の改革を次のように進めるなどを決定した。

(1)所有制構造の改善については、「共有制経済を堅持するという前提の下にひきつづき一定の範囲内で適度に個体経済、私営経済およびその他の経済成分を発展させる」としている。

(2)企業体制の改革については、「企業、特に国営大中型企業の活力を増強することは、依然として経済体制改革深化の中心的環節である」とする。

(2)の内容では次の3点が主なものである。①企業の経営請負責任制をひきつづき堅持し、改善する。同時に条件のあるところでは、ひきつづき積極的に「利潤と税金を分け、借入金は納税後に返済、納税後の利潤について上納を請負う」（「利税分流、税後還貸、税後承包」、以下「税利分流」と略す）制度の実験をおこない、実験方法を改善する。②企業の改組、連合、兼併を推進する。計画的にいくつかの地区や部門にまたがる競争性のある企業連合を形成する。リース制を改善し、株式制の実験を続行し、関連法規の制定に力を入れる。③企業の指導体制と経営メカニズムの改革を深化させ、党组织の「政治的核」としての作用をいちだんと發揮させ、工場長責任制を堅持、改善し、労働者階級に心から依拠して企業を立派に経営する。

以上、「要綱」における国営企業体制改革の内容を見ると、企業の経営請負責任制の実行が中心となっており、株式制の実験は企業連合の形成の一環に位置づけられていることがわかる。また、ひきつづき企業党组织の「政治的

核心としての作用」が強調されている。

1991年の改革では、企業連合に力が入れられており、それに伴って株式制の実験にも関心が高まっている。1991年6月20日発表の「1991年経済体制改革の要点」⁹⁴によれば、「ひきつづき着実に共有制を主体とする株式制の実験を進める」として、以下のように述べている。

タイプの異なる株式制に対しては異なる対応をすべきである。第1に、法人の株の持ち合いは積極的に推進する。出資者が多種にわたる新設企業は初めから有限責任公司とする。既存の合弁企業や連合企業も近く公布予定の「有限責任公司法」の規定によりルールの整備をはかる。第2に、企業内部の職員・労働者持株の株式制については、主として既存の実験企業で改善をはかり、次第にルールを整備する。第3に、株の社会向け発行と株式市場への上場については、上海市と深圳市での体系的改革の一環として力を集中して立派におこなう。

5月に報道された李鵬首相の報告では、株式制への性急な対応をいましめると同時に、企業連合が株式制を実行するメリットを強調している。すなわち、企業連合、とくにその持株会社では株式制をとらなければ、財産権の確定ができず、利益の合理的な分配ができず、したがって気持の一体化がはかれない、というのである⁹⁵。

以上の「要点」と李鵬首相の説明から、1991年上半期の政府の対応において、株式制は、中央政府、地方政府、多くの企業などの出資による多出資者企業、および大きな企業連合における持株会社において実行されるべきものと認められたことがわかる。しかし、大中型国営企業本体の株式化、従業員の持株制については慎重に実験を積み重ねるべきだ、との消極的立場をとっている。

以下にのべるようく、国営企業の今後の改革の中心的形式を何にすべきかに関して、経営請負责任制と株式制をめぐる論争は「税利分流」構想も加わり、ますます激しくなってきている。

2. 経営請負責任制と「税利分流」

1990年末は多くの国営企業にとって、第1期経営請負責任制の期間完了時に当っており、91年から始まる第2期請負制の内容を早急に固める必要があった。

ある調査によれば³³、第1期請負の国営企業5万4600余社のうち、1989年末に期限がきたものが7259社、13.3%で、90年末に期限のくる企業が4万1639社、76.2%を占めていた。この両者、4万8898社のうち、1990年10月末までに第2期請負制契約に調印したものが2万118社、41.1%で、90年末までに契約調印予定が2万200社、41.3%となっていた。残りの8580社、17.6%は、その半分が第1期請負の審査が未了であり、あと半分は情勢待ちか請負拒否の企業であった。

第2期請負については、経済改革の方向が不明確であること、景気がまだ底入れしていないため契約の確信が持てないこと、などから模様ながめが多く、また請負期間が1～2年と第1期に較べて短くなっているという。この調査者達は、「税利分流」、株式制、企業兼併と企業連合などは、いずれも目下実験中であり、新しい方法が決定されるまでは請負制を堅持し、改善すべきであり、企業に対して動搖を与えるべきではない、とのべている。

多くの企業の第2期請負契約が1990年末にまでずれ込んだ理由としては、経営請負責任制と「税利分流」方式のどちらをとるかについて政府部内で結論がつかなかったことに原因があるとされている³⁴。1991年以降の第2期請負の方法について財政部が1988年に「税利分流」方式を提案し、89年以来論争が激化し、現実政策の争点となった。1990年12月1日の全国計画会議で政府が「8・5計画」期間は経営請負責任制を堅持し改善し、「税利分流」についてはひきつづき実験をおこなうと決定し、はじめて第2期請負契約が本格的に進むようになったというのである。

ここで「税利分流」方式と対照させる形で経営請負責任制の骨子を整理し

ておきたい。

1988年2月27日の公布の「全民所有制工業企業經營請負責任制暫定条例」⁶³によると、經營請負責任制の主な特色は次の点にある。

- (1) 主な内容：国家に対して利潤の上納、技術改造任務の完成を請負い、賃金総額と経済効率指標をリンクさせる。
- (2) 利潤上納の形式は、企業の置かれた状況に即して決める。①利潤遞増請負い、②利潤一定額請負い、超過分の国との分け合い、③利潤の少ない企業での定額請負い、④赤字企業での赤字削減請負い（または補助金削減請負い）、⑤国家の許可するその他の形式。
- (3) 上納利潤基數は、契約前年の上納利潤、または2～3年間の平均上納利潤（納税制の下にある企業は企業所得税プラス調節税）。
- (4) 税制にもとづく納税が請負い額を上回った分は財政部門が3カ月ごとに80%を払い戻し、年末に清算する。
- (5) 請負い期間は3年以上。
- (6) 工場長（社長）責任制を実行する。企業經營者は公開入札で決定すべきである。応札者は、国家の工場長（社長）資格を持つ者。
- (7) 国家資金と企業資金に会計帳簿を分ける。請負実行前の借入金は、年ぎめ返済額を決め、コストに準じて引きおとす（「税前還貸」）。
- (8) 工業部門のみならず、交通、建築、農林、物資、商業、外国貿易部門にもこの基準が適用される。

以上の特色を見ると、(4)にみられるように利潤上納制の納税制への改革がおこなわれたにもかかわらず、納税制の形式の下で旧来の利潤上納請負制が実行されていることがわかる。また借入金返済が課税所得以前に引き落とされている点が特色である。

これに対して「税利分流」制の内容については公的説明が公表されていない。有力な内容案として紹介されている規定の特色を見ると、經營請負責任制と較べて次のような違いがある⁶⁴。

- (1) 企業所得税率を55%から33%に下げる。

(2)調節税を取り消す。

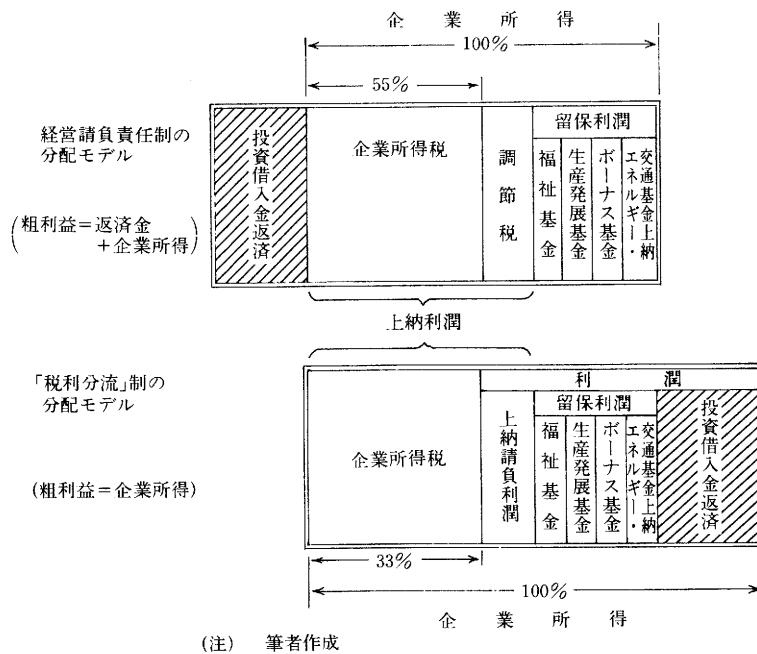
(3)課税企業所得に含まれず、コストなみに引き落とされている、①固定資産投資貸付金返済、②借入金投資から生じた利潤による職員・労働者福利基金、③同職員・労働者ボーナス基金、の引き落としを取消す。

(4)企業所得税納税後の利潤について一部の上納を請負う。

この内容を見ると、これらは利潤上納制の納税制への改革によって当然実現さるべきであった内容と考えられる。劉樹人は(3)の②と③は1988年の「暫定条例」では企業留保利潤から支出されるべきもので、法の適用がルーズであるため生じた誤った現象である、とのべている。

以上の、経営請負責任制と「税利分流」の相違点については第1図を参照されたい。「税利分流」方式は基準となる企業所得のパイがはっきりして国

第1図 経営請負責任制と「税利分流」の分配モデル



税の徵収には有利である。企業所得税が55%から33%に引下げられ、企業にとって有利であるが、納稅後の留保利潤の中から借入金を返済しなければならないので減税のメリットは相殺されてしまう。經營請負責任制では、納稅前返済部分を差し引いた課税企業所得に55%がかかるので、もし納稅前返済部分が巨額であれば、納稅の粗利益に占める割合は少くなる。したがって、財政部門が徵税機能を強化する目的と減税をミックスした「税利分流」方式は、企業が必ず歓迎できるものとはいえないようである。

3. 請負制と株式制論争の行方

1991年に入つて、論点はすでに「8・5計画」期の中頃（92～93年）に始まる經營請負責任制の次の第3期の内容をどうするか、に移ってきてているといえる。

利潤上納制から納稅制への改革（「利改稅」）から「税利分流」に至る財政部の改革案と、經營請負責任制の間の論争は上述のとおりであるが、これと並行して請負制と株式制についての論争が再び活発になってきている。

經營請負責任制の実行に最も熱心に取り組んでいる吉林省では、吉林省社会科学院の『社会科学戦線』誌が馮宝興の「工業企業での經營請負責任制の10年の実践に対する理論的考察」という論文⁶⁴を掲載した。同論文は、国家持株、企業労働者集団所有株、職員・労働者個人株の混合による株式制の提唱について、国有制を廃止して企業所有制を実行する主張の一環であり、ブルジョア自由化の観点を反映したもの、とこれを批判している。

これに対して、遼寧省社会科学院の『社会科学輯刊』掲載の許劍平・陳桂慶の「企業經營請負責任制の実践からわが国企業改革の前途を見る」という論文⁶⁵は、經營請負責任制の問題点を列挙して、經營請負責任制は一種の折衷的な過渡的改革方案であつて、改革の目標たりえない、と主張した。株式制の実行によってこそ經營請負責任制の欠陥を克服することができ、経済発展の安定した基礎となることができる、としている。

こうした議論から見ると、現在、中央政府各部門、各専門家、各地方政府の間で意見が大きく分かれていると考えられる。國務院のシンクタンクである國務院発展研究センターの馬洪主任は株式制の推進論に立ち、このような状況をふまえて次のように主張している⁶⁶。

持株会社は企業の株式化を基礎に形成された新型の企業集団化の形式である。これは社会主義企業組織のうち将来性の大きい組織方式とみることができる。かつて、われわれは株式制を資本主義のものとしてきたが、10年来の経済改革における理論検討と実践的な探索を経て、株式制は商品経済と同じく中性であり、現代化した大生産の条件下における一種の先進的な経済組織であり、資本主義がそれを利用できるのはもちろんのこと、社会主義もまたそれをうまく利用すべきだ、ということをしだいに認識するに至った。とくに、わが国の生産力は大変遅れており、まだ社会主義の初級段階にあるので、わが国の状況に適合した比較的先進的なあらゆる経済組織方法で社会主義の生産力を発展させるべきなのである。

株式化実行の過程で、国有資産を個人に分配せよとか、一斉にとりかかって直ちにあらゆる企業で普遍的に株式化を実現しようとか主張する人もあるが、これはもちろん現実に合わない。だが、共有資産の社会主義的性質を変えず、共有制が主導的地位を占めるという基礎の上で、実験を経て、段取りを追って社会主義の株式制を実行することは、積極的に提唱すべきである。現在、国有資産で株式化管理を実行することについて、まだ理論上検討中であり、国有制企業で普遍的に株式制を実行する点についてまだ見極めがついておらず、多くの困難があるという人がある。しかし、企業集団化のプロセスにおいて国有資産に対して株式化管理をおこなう点についてはすでに順調にすばり出しているので、当面、企業集団化と株式制の実験とを結びつけて進めるべきである。

以上の馬洪の主張から、株式推進論者は当面政府が企業集団化（企業連合の

形成)について株式制実行に積極的になってきた点を足がかりに、徐々に全面的株式化に誘導しようとしている、ということがわかるのである。

このように、株式化に対しては私有化の疑いが拭いきれないなかで、馬洪のような国営大中型企業本体における株式化推進論者が声を強めているのは、その背後に国営大中型企業の赤字の拡大と経営効率の低下という厳しい現実があり、その抜本的な改革が避けて通れないという事情があるからである。

ただし、これまで見てきた株式制の実験は数も少なく、経験が充分に蓄積されているとは言えない。また非常に複雑な経営請負責任制の実態についても、そのメリット、デメリットについての系統的な研究が不充分であり、このことも論争に成果が少ない理由となっているようである。

おわりに

以上見てきたように、中国では1980年代の経済改革において、所有制構成の多元化と国営企業における政府と企業の分離、所有と経営の分離を進めている。中国では「民営化」という概括をしていないが、この動きは市場経済諸国の「民営化」と同じ方向性と内容を持つものであるといえる。

所有制の多元化において中国は、郷鎮企業、協同組合企業、外資企業、個人企業、私営企業を発展させ、ここでの規制緩和と優遇措置を進め、自由市場や自由価格商品流通の拡大と活性化を実現した。これが、中国经济全体を大きく下支えしているといってよい。

一方国営大中型企業は、特に1989年以来の経済調整のなかで赤字が拡大し、経営効率が低下している。現在実行中の経営請負責任制がこの国営大中型企業の起死回生の手段になるとの見方は少なく、株式制への期待が高まっている。しかし、1989年の6・4天安門事件以降の全般的な思想面での引き締めのなかで、株式制は私有化にほかならないとの意見もかなり強く、株式

制についての系統的な実験とその効果に対する理論的な分析も不充分であるといえる。しかし、まさに国営大中型企業の不振が一向に改善されないという事実そのものが株式制の魅力を高めているように見うけられるのである。

また株式制を実行するとしても、価格体系や雇用体系など、企業の外部条件に存在するきわめて大きなアンバランスを解消しないかぎり、企業努力が企業収益に結びつかず、株式制のメリットは発揮されないことになる。株式制の全面的実行のためには、経済体制改革の一定の構想にもとづく総合的、全面的な展開が不可欠である。

中国の経済改革は、1989年以来の調整期を脱し、91年に「8・5計画」が開始され、新たなイニシアチブの下での再展開を迫られているといえよう。

(1991年12月脱稿)

〔注〕

- (1) 「中共中央關於經濟体制改革的決定」(『人民日報』1984年10月21日)。
- (2) 本小節の数字は、高尚全『九年来的中国經濟体制改革』北京 人民出版社 1987年、による。
- (3) 王国忠主編『中国現段階私営經濟探索』上海 復旦大学出版社 1989年 10 ページ。
- (4) 本稿では国有制（中国語は「全人民所有制」）と集團所有制（中国語は「集体所有制」）を含めたものを共有制（中国語では「公有制」）と訳す。
- (5) 国家“七五”期間中国私営經濟研究課題組編『中国的私営經濟——現状・問題・前景』北京 中国社会科学出版社 1989年 8 ページ。
- (6) 同上書、4 ページ。
- (7) 『中国百科年鑑』1990年版 北京・上海 中国百科全書出版社 1990年 316 ページ。
- (8) 詳細については、浜勝彦『鄧小平時代の中国經濟』亜紀書房 1987年 第3章 参照。
- (9) 杜鷹「股份合作：一種新的企業組織形式」(『瞭望周刊』第38号 1991年9月23日 16ページ)。
- (10) 陳永忠『中国社會主義股份制研究』北京 人民出版社 1991年 第7章。
- (11) 同上書、196～197ページ。
- (12) 国家経済体制改革委員会編『中国經濟体制改革年鑑 1990』北京 改革出版社 1990年 225ページ。

- (13) 鄭立群・楚建・郭鋒編『股票与股份公司』北京 科学出版社 1989年 152～153ページ。
- (14) 蔡群編『股份經濟与投資效益』北京 中国統計出版社 1989年 140～141ページ。
- (15) 中国経済体制改革委員会編『中国経済体制改革年鑑 1989』北京 改革出版社 1989年 446ページ。
- (16) “China : Long-Term Development Issues and Options,” The Report of a mission sent to China by The World Bank, Oct. 1985, 9ページ。
- (17) 武仁建「国営企業股份化」(『経済理論動態』1987年版 北京 中国経済出版社 1988年)。
- (18) 国家経済体制改革委員会綜合規画司編『中国改革大思路』瀋陽 瀋陽出版社 1988年 15ページ。
- (19) 楊培新「只有堅持改革才能制止通貨膨脹」(『世界経済導報』1989年3月27日)。
- (20) 姜近勇「深化経済体制改革の思路」(『経済理論動態』1988年版 中国経済出版社 1989年)。
- (21) 黄有光・楊小凱「爲何中国应一跳過河地進行民営化?」(『世界経済導報』1989年2月6日, 20日)。
- (22) 「国有財産個人化：中国経済改革の趨勢与逆扱—給中国領導人の建議書」(『世界経済導報』1989年2月27日)。
- (23) 「學術動態：堅持社会主義公有制，批判私有化」(『経済科学』1989年第6号)。
- (24) 金建「評《私有制宣言》」(『人民日報（海外版）』1989年12月4日)。
- (25) 朱慧「評“私有化浪潮”的實質」(『社会科学輯刊』1990年1号)。
- (26) 李茂生「国有制改革：困境，陥穂和前景—兼与華生等同志商榷」(『経済研究』1989年9号)。
- (27) 吳樹清「堅持改革開放的社会主義方向—兼評趙紫陽同志予以鼓励的“私有化”輿論」(『経済参考』1989年8月7日)。
- (28) 「中華人民共和国国民経済和社会発展十年規画和第八個五年計画綱要」(『人民日報』1991年4月16日)。
- (29) 「国务院批転国家体改委關於一九九一年経済体制改革要点」(『人民日報』1991年6月21日)。
- (30) 李鵬「進一步深化改革，搞活大中型企業」(『経済日報』1991年5月25日)。
- (31) 趙岷山・楊寬寛・沈智宏・周学文「關於工業企業第二輪承包進展情況的調查」(『中国工業経済研究』1991年4号)。
- (32) 馮宝興「对工業企業承包經營責任制十年実践の理論思考」(『社会科学戰線』1991年2号)。
- (33) 「全民所有制工業企業承包經營責任制暫行条例」(『人民日報』1988年3月3

日)。

(34) 劉樹人「從稅利分流為何難于推開說起」(『經濟問題探索』1991年3号)。

(35) 馮寶興前揭論文。

(36) 許劍平·陳桂慶「從企業經營承包責任制的實踐看我國企業改革的出路」(『社會科學輯刊』1991年2号)。

(37) 馬洪「通過企業集團化深化經濟体制改革」(『中國工業經濟研究』1991年4号)。